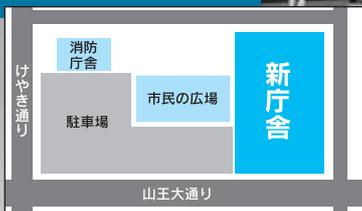




■問い合わせ 新庁舎建設室 ☎(866)8915
 ■ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/op/>



見えてきた！新庁舎



新庁舎位置図

来年3月、 新庁舎本体が完成！

平成28年3月の本体部分の完成をめざし、工事は順調に進んでいます。日に日に建物の姿が見えるようになってきており、現在(4月中旬)は2階の築造に着手しています。

今後、地上部分の主要な構造体を作る躯体工事が7月下旬まで続き、年内には内外装工事が完了する予定です。工事期間中、騒音などをご迷惑をお掛けしますが、引き続きご理解のほどよろしくお願ひします。

■新庁舎概要

構造▶鉄筋コンクリート造(免震構造)
 階数▶地上6階、地下1階
 高さ▶約30m
 敷地面積▶約2万5千900㎡
 延べ面積▶約3万1千㎡

- ▶「5本の柱」で「秋田らしい新庁舎」づくり
- ▶市民に親しまれ、市民サービスの向上を実現する、人によさしい庁舎
- ▶防災拠点となる、市民に安全・安心な庁舎
- ▶環境共生へ取り組む、地球によさしい庁舎
- ▶秋田の地域性を生かし、周辺環境と調和した庁舎
- ▶今ある資産を活用し、長く使い続けられる庁舎



新庁舎建設工事 第2回現場見学会

対象▶市内在住で小学4年生以上のかた(小学生は保護者同伴)

日時▶5月24日(日)の①午前10時～11時30分、②午後0時30分～2時、③午後3時～4時30分

集合場所▶市役所本庁舎2階正庁

工事の概要と進捗状況の説明の後、現地を見学します。見学会では、免震装置の見学、免震体験車(下写真)や工事車両の乗車体験などを行います。参加無料。定員は各回40人。動きやすい服装でどうぞ。



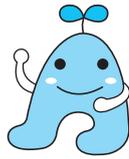
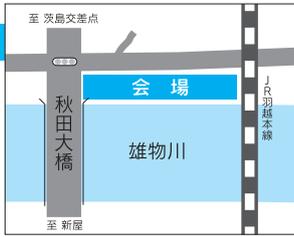
*高血圧、心臓疾患があるかた、妊娠中のかたの免震体験車への乗車はご遠慮願ひます。また、状況により乗車をお断りする場合もあります。

往復はがき、FAX、Eメールのいずれかで、見学希望回、氏名(1通で4人まで)、住所、電話番号、FAX番号(お持ちのかた)を書いて5月15日(金)までお申し込みください。電話では受け付けません。

〒010-8560 秋田市新庁舎建設室 FAX(866)8916
 Eメール ro-gnop@city.akita.jp

申し込み(応募多数の場合は抽選)

市役所からの お知らせ



●文中「SC」はサービスセンターの略です。

コンポスターを使った 生ごみ堆肥づくり講座

コンポスター(生ごみ堆肥化容器)の活用法や、堆肥化の促進剤を身近なもので作る方法などを学びます。時間は午前10時～11時30分。受講無料。定員各25人。

開催日と会場

5月22日(金)雄和市民SC

23日(土)南部市民SC

24日(日)河辺市民SC

●申し込み 5月7日(木)午前8時30分から環境都市推進課

☎(866)2943

みんなで雄物川を きれいにしよう!

みんなの雄物川をきれいにするため、毎年、流域8市町村の住民が一斉清掃を行っています。ぜひご参加ください。

日時▶5月24日(日)午前8時～9時30分(小雨決行)

集合場所▶雄物川右岸(秋田大橋たもと茨島側)

申し込み▶5月20日(水)まで電話またはEメールで。

環境保全課 ☎(866)2075

Eメール ro-evpi@city.akita.akita.jp

スポーツ大会出場者に 補助します

学校教育活動以外のスポーツ活動で、秋田県大会以上の予選大会で3位以内の成績を収め、県外で開催する東北または全国規模の大会へ出場する小・中学生へ補助金を交付します。

対象にならない大会もありますので、お問い合わせください。

●問い合わせ スポーツ振興課

☎(866)2247

就職に役立つ資格の 取得に助成します

市では、就職などに役立つ資格を取得した際の受講料・受験料などに助成しています。この4月から対象者の年齢制限がなくなりました。

対象▶平成27年3月1日(35歳以上)のかたは3月6日以降に資格を取得し、次のどれか一つにあてはまるかた

- ①求職者 ②非正規雇用者
- ③再就職のために学校に入学し、資格を取得したかた

対象資格▶ホームヘルパー、介護福祉士、看護師、社会福祉士、保育士、医療事務、大型自動車免

許、土木施工管理技士など
助成額▶受講料・受験料などの2分の1(上限は10万円)

●問い合わせ

商工労働課 ☎(866)2114

軽自動車税の 減免手続きはお早めに

平成27年度軽自動車税の納税通知書を5月1日(金)に発送予定です。なお、次の車両には減免制度があります。減免申請の期限は5月25日(月)。

減免対象車

- ・身体に障がいがあるかたが所有し、使用するもの(障がいがあるかた1人につき1台)
- ・身体に障がいがあるかたが使用するために改造したもの
- ・居宅介護、訪問介護などを行う事業者が、その事業のために使用するもの

申請窓口

市民税課13番、河辺・雄和の各市民SC

軽自動車税の税率の引き上げの 延長とグリーン化特例の実施

3月に「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、被けん引車、雪上車、二輪の小型自動車の税率の引き上げが1年延期されました。

また、平成27年度中に新規取得した一定の環境性能を有する三輪・四輪以上の軽自動車には、平成28年度に、その性能に応じて税率を軽減する「グリーン化特例」が適用されます。

●問い合わせ

市民税課 ☎(866)8944

児童手当の手続きは お忘れなく

児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給されます。出生などで新たに対象になる場合は、申請月の翌月分から支給対象です。

ただし、月末に事由(誕生日、前住所地の転出予定日、施設退所日など)が発生した場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の翌月分から支給できますので、遅れずに申請してください。

公務員(独立行政法人職員を除く)は、児童手当が勤務先から支給されます。採用、派遣、退職などにより、勤務先から認定または消滅となる時は、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。

なお、児童手当現況届は5月末に発送予定です。

●問い合わせ

子ども総務課 ☎(866)2072